

道内事業者等 事業継続緊急支援金のご案内

エネルギー価格高騰分

北海道では、コロナによる売上減少に加え、
エネルギー価格高騰の影響を受けている道内の事業者の皆さまに
新たな支援金を給付します。



給付要件

次の2つの要件をいずれも満たしている必要があります

要件① [売上要件]

2021年11月以降の
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少



要件② [エネルギーコスト要件]

2022年12月以降のいずれかの月に
事業のために支払ったエネルギーの単価が
2021年12月～2022年11月までの
いずれかの月の単価よりも増加

対象者

道内の中小・小規模事業者、個人事業者

一次産業も含めすべての業種が対象です

※不給付要件に定める
事業者等を除く



- 2022年12月1日以降、継続して本店所在地(個人事業者の場合は住所)が道内にあること
- 中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
(定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること)



給付額

中小・小規模
事業者

10万円

個人事業者

5万円

※事業者単位での給付(店舗等の事業所単位ではありません)

受付期間

2023年1月19日[木]～4月30日[日]

※当日消印有効

申請方法

電子申請 または 郵送申請

- お問合せや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をご利用ください。下記専用ホームページから電子申請ができます。
- 申請書の書き方が分からない場合は、申請の手引きをご確認いただくか、下記コールセンターにご相談ください。

コールセンター

[受付時間:平日 8:45～17:30]

TEL:011-350-6711

専用ホームページ

<https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp>

専用
ホームページは
こちら→





よくあるご質問



Q1.

申請書や申請の手引きはどこで配布していますか？

- 各(総合)振興局や市町村で配布しています。
- 専用ホームページからもダウンロードができます。

<https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp>



Q2.

申請にはどのような書類が必要ですか？

- 以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

申請に必要な書類	法人	個人
① 事業継続緊急支援金申請書／宣誓・同意書	●	●
② 確定申告書の写し【基準月を含む事業年のもの(以下③、④も同様)】	●	●
③ 法人事業概況説明書の写し(両面)	●	
④ 所得税青色申告決算書の写し(青色一般の場合のみ)		●
⑤ 売上台帳の写し【対象月のもの】	●	●
⑥ エネルギー料金の請求書・領収書等の写し【令和4年12月以降いずれかの月】	●	●
⑦ 履歴事項全部証明書の原本(申請時から3か月以内に発行されたもの)	●	
⑧ 本人確認書類の写し		●
⑨ 通帳の写し	●	●

Q3.

前回の支援金を受給したのですが、提出書類は省略できますか？

- 2022年7～12月に申請受付した「道内事業者等事業継続緊急支援金(原材料価格高騰分)」を受給された方は、上記表の②～⑥、⑦～⑨の書類の提出を省略して申請できます。
※申請の際、給付決定通知書に記載されている事業者番号の記載が必要となります。
- 不給付となった方は、提出書類を省略することはできませんのでご了承ください。

Q4.

どのようなエネルギーが対象となりますか？

- 事業活動のために支払った電気代、ガス代(都市ガス・LPガス)、燃油代(ガソリン・灯油・軽油・重油)が対象です。
- その他エネルギーについては、専用ホームページの「よくある質問」をご確認いただくか、コールセンターにご相談ください。

Q5.

新規設立・開業は対象となりますか？

- 新規設立・開業や合併、法人成りなど、特例の適用によって対象となる場合があります。詳しくは、申請の手引き別冊(特例事項)または専用ホームページをご確認ください。

Q6.

支援金の振り込みはいつ頃ですか？

- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、審査等のため4週間程度を要する見込みです。申請に不備があった場合は、さらに時間を要する場合があります。

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です